

令和2年8月31日

精華町教育委員会
教育長 川村 智 様

精華町教育委員会所管施設

指定管理者評価委員会

委員長 石倉 研



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果
について

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人精華町体育協会

2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

- ①精華町立体育館・コミュニティーセンター
- ②打越台グラウンド・テニスコート
- ③池谷公園多目的コート
- ④木津川河川敷多目的広場

3 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日の5年間

4 審査及び評価対象期間

令和元年度実績

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間

5 審査及び評価方法

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考える。

なお、本委員会は、令和元年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価を実施するものである。

6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る令和元年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

【評価した点】

- 施設の利便性向上のために、むくのきセンターの当日貸しやテニスコートの夏季早朝開放などを継続して実施されている。
- 生涯学習の拠点施設としての役割を十分に理解し、各種団体等と連携協働を行うことができている。
- スポーツ教室や文化講座などの自主事業に継続して取り組み、また、会員制を導入するなど新規利用者の獲得や継続的な利用につなげる工夫をされ、事業収入は過去最高額となった。
- 平成30年度から包括的に保守点検事業を委託することで、専門的、効率的に施設管理を行う一方で、職員等で対応可能な維持管理業務は職員や会員が協力して実施することで委託費の抑制を図られた。
- 指定管理者は、昨年度からホームページを開設され、広く情報発信に努められている。

【検討を要する意見】

- 今後においても利便性の向上や施設利用者数増加に資する取組をさらに充実されたい。また、引き続き利用者ニーズの発掘に努められたい。
- 施設の町外料金設定が撤廃されたことを受け、町外新規利用者への働きかけを検討されたい。
- 指定管理者は、教育委員会、文化協会等と連携に努め、生涯学習拠点の役割を最大限發揮できるよう施設の活用や各種事業の更なる推進に努められたい。
- 教育委員会は、今後も指定管理者と連携して経年劣化等の施設状況を的確に把握するとともに計画的修繕に必要な財源確保に努められたい。
- 各施設における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止策を十分に講じることはもちろんのこと、コロナ禍における住民のスポーツ振興、文化発展・向上に関わる事業展開の検討を進められたい。